

# 契約締結時等の書面交付 義務の政省令＜確定版＞

制度調査部  
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令＜確定版＞ 4

## 【要約】

2007年8月3日から15日にかけて、金融商品取引法制に関する政省令が公布された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される契約締結時等の書面交付義務について扱う。

共通記載事項として、金融商品取引契約等の概要、成立の年月日、手数料等に関する事項等が定められている。また、商品・取引の特性に応じて、デリバティブ取引等、抵当証券等の売買等、投資顧問契約等、投資一任契約等については追加的な記載事項が定められている。

この書面は契約締結時以外にも、投資信託契約等の解約があったときなどにも交付しなければならない。一方、一定の条件を満たす累積投資契約による買付け等については、交付義務が免除されている。

（注）本稿は、政省令案段階で作成した、拙稿「契約締結時等の書面交付義務の政省令案」（2007年6月4日付DIR制度調査部情報）の確定版である。

## < 目次 >

1. はじめに
2. 書面を交付する場合
3. 契約締結時交付書面を交付する必要がない場合
4. 記載事項
  - (1) 共通記載事項
  - (2) 追加的記載事項
    - (A) 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等
    - (B) デリバティブ取引等
    - (C) 抵当証券等の売買その他の取引
    - (D) 商品ファンド関連取引
    - (E) 競争用馬投資関連業務
    - (F) 投資顧問契約等
    - (G) 投資一任契約等
5. 施行日

## 1 . はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法の中で、金融商品取引業者等に適用される行為規制が規定されている。そのなかに、金融商品取引業者等の契約締結時等の書面交付義務の規制も規定されている。しかし、規制の細則は政省令にゆだねられていた。

2007年8月3日から8月15日にかけて、金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等が公布された。そのなかで、契約締結時等の書面交付義務に関する政省令も公布されており、本稿ではそれについて解説する。

## 2 . 書面を交付する場合

金融商品取引法によって、金融商品取引業者等は、以下の場合、遅滞なく、一定の書面を作成し、顧客に交付しなければならない<sup>1</sup>とされている(金融商品取引法(以下、金商法)37条の4第1項)。

金融商品取引契約が成立したとき  
その他内閣府令で定めるとき

これは利用者保護のための販売・勧誘ルールの一環であり、これによって顧客に対して契約内容が明確になる。

契約締結時以外で書面を交付する、「その他内閣府令で定めるとき」は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金商業等府令)では、以下の場合が規定されている(金商業等府令98条)。

投資信託契約等の解約があったとき<sup>2</sup>  
投資口<sup>3</sup>の払い戻しがあったとき  
有価証券の売買その他の取引もしくはデリバティブ取引等<sup>4</sup>に関する金融商品取引契約が成立し、又は有価証券もしくは金銭の受渡しを行った場合には、以下のとき

<sup>1</sup> 顧客の承諾を条件に電子交付も認められる(金商法37条の4第2項)。

<sup>2</sup> 委託者指図型投資信託か、委託者非指図型投資信託か、外国投資信託を問わず、解約も全部の解約か一部の解約かを問わない。

<sup>3</sup> 均等の割合の単位に細分化された投資法人の社員の地位。

<sup>4</sup> 有価証券等清算取次ぎを除く。

- a. 金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行った場合にはその都度取引残高報告書の交付を受けることについて顧客から請求があったときは、当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度
- b. 顧客が a. の請求をした顧客以外の者である場合等は、3 ヶ月以内の報告対象期間<sup>5</sup>ごと商品ファンド関連取引に関する契約を締結しているとき<sup>6</sup>

上の は取引残高報告書に関する規定である（取引残高報告書も契約締結時「等」交付書面の一つである）。取引残高報告書については別項で扱うので、本稿では、以下、契約締結時交付書面について説明する。

### 3 . 契約締結時交付書面を交付する必要がない場合

契約締結時等交付書面は、以下の場合は交付する必要がないとされている（金商法 37 条の 4 第 1 項但書き）。

金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合

契約締結時交付書面を交付する必要がない「内閣府令で定める場合」は、以下の場合は定められている（金商業等府令 110 条）。

金融商品取引契約が以下の場合で、顧客に対し当該金融商品取引契約の内容を記載した書面を定期的に交付し、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているとき

- a. 累積投資契約による買付け又は定期的な売付け
- b. 顧客が所有する投資信託受益証券・集団投資スキームから生ずる収益金をもって、当該有価証券又は権利と同一の銘柄を取得させるもの（収益金の再投資）
- c. MRF<sup>7</sup>の売買又は解約

以下の金融商品取引契約が成立した場合で、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき

- a. 一定の債券等の買戻条件付売買

<sup>5</sup> 直近に取引残高報告書を作成した日から 1 年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、1 年以下の期間。

<sup>6</sup> この場合、商品ファンドの運用の計算期間の末日以後遅滞なく、当該商品ファンドの運用状況報告書を作成し、交付しなければならない（金商業等府令 98 条 2 項）。

<sup>7</sup> 計算期間が 1 日で、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 25 条 2 号に規定する公社債投資信託の受益証券（金商業等府令 110 条 1 項 1 号八）。

- b. 一定の債券等の売戻条件付売買
- c. 債券等の売買のうち約定日から受渡しの日までの期間が1ヶ月以上となる取引
- d. 選択権付債券売買
- e. 店頭デリバティブ取引
- f. 顧客が当該有価証券の発行者・所有者である場合の、有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理
- g. 有価証券の引受け
- h. 顧客が当該有価証券の発行者・所有者である場合の、有価証券の募集・売出しの取扱又は私募の取扱い

清算参加者が行う有価証券等清算取次ぎに係る金融商品取引契約が成立した場合

事故処理である場合

顧客が自己又は他の金融商品取引業者等<sup>8</sup>と投資一任契約を締結している場合で、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について以下の要件を全て満たす場合

- a. 書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得ること
- b. 当該顧客に対し、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の内容を記載した書面を遅滞なく交付すること
- c. 当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること

既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約が成立したときは、以下の場合

- a. 当該変更に伴い、既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき
- b. 当該変更に伴い、既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合は、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき

当該金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であって顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われたものである場合で、契約締結時交付書面を注文執行会員等が当該顧客に対して交付することに代えて清算執行会員等が交付することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき

## 4 . 記載事項

### (1) 共通記載事項

金商法は、金融商品取引業者等は金融商品取引契約が成立したときなどに、「遅滞なく、内閣府令

<sup>8</sup> 投資運用業を行う者に限る（金商業等府令 110 条 1 項 5 号）。

で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない」と定めている（金商法 37 条の 4 第 1 項）。

金商業府令に、この契約締結時交付書面の記載事項が定められている。契約締結時交付書面には、共通記載事項として、以下の事項を記載するとされている（金商業等府令 99 条）。

<p>金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名</p> <p>金融商品取引業者等の営業所又は事務所の名称</p> <p>金融商品取引契約等<sup>9</sup>の概要</p> <p>金融商品取引契約の成立等<sup>10</sup>の年月日</p> <p>金融商品取引契約等の手数料等に関する事項</p> <p>顧客の氏名又は名称</p> <p>顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法</p>
--

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等<sup>11</sup>が成立した場合等<sup>12</sup>は、契約締結時交付書面に、共通記載事項として次の事項を記載しなければならない<sup>13</sup>（金商業等府令 100 条）。

<p>自己又は委託の別、ならびに委託<sup>14</sup>の場合では、相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地<sup>15</sup></p> <p>売付け等または買付け等の別</p> <p>銘柄<sup>16</sup></p> <p>約定数量<sup>17</sup></p> <p>単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数量</p> <p>顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法</p> <p>取引の種類</p> <p>～ のほか、取引の内容を的確に示すために必要な事項</p>
--

<sup>9</sup> 投資信託契約等の解約・投資口の払戻しを含む。

<sup>10</sup> 注 9 参照。

<sup>11</sup> 国債の入札前取引の場合は、上の記載事項 に代えて、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回りを記載することができる（金商業等府令 100 条 3 項）。ただし、発行日に を記載した書面を交付しなければならない。

<sup>12</sup> 投資信託契約等の解約・投資口の払戻しがなされた場合を含む。

<sup>13</sup> 複数の金融商品取引業者等が契約締結時交付書面を交付しなければならない場合、いずれか一つの金融商品取引業者等が所定の事項を記載した契約締結時交付書面を交付すれば、他の金融商品取引業者等は契約締結時交付書面に同一の事項を記載する必要はない（金商業等府令 100 条 2 項）。

<sup>14</sup> 店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。

<sup>15</sup> 有価証券の募集・私募、買取り、投資信託契約等の解約・投資口の払戻しの場合は は記載する必要はない。

<sup>16</sup> 取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。

<sup>17</sup> 数量がない場合は、件数・数量に準ずるもの。

## (2) 追加的記載事項

以下の金融商品取引契約については、各商品・特性に応じて、記載事項が追加されている。

有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等（金商業等府令 101 条）  
 デリバティブ取引等<sup>18</sup>（同 102 条）  
 抵当証券等の売買その他の取引（同 103 条）  
 商品ファンド関連取引（同 104 条）  
 競争用馬投資関連業務に係る取引（同 105 条）  
 投資顧問契約等（同 106 条）  
 投資一任契約等（同 107 条）

追加的記載事項に関して、複数の金融商品取引業者等が契約締結時交付書面を交付しなければならない場合、いずれか一つの金融商品取引業者等が所定の事項を記載した契約締結時交付書面を交付すれば、他の金融商品取引業者等は契約締結時交付書面に同一の事項を記載する必要はない（金商業等府令 100 条 2 項）

## (A) 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等

有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業等府令 101 条）。

有価証券の売買<sup>19</sup>であるときは、以下の事項

- a. 現金取引又は信用取引の別
- b. 金融商品取引契約が信用取引であるときは、弁済期限及び新規又は決済の別

市場デリバティブ取引のうち、有価証券先物取引等であるときは、以下の事項

- a. 新規又は決済の別
- b. 金融商品取引契約が限月間スプレッド取引であるときは、その旨

市場デリバティブ取引のうち、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引等であるときは、新規又は決済の別

店頭デリバティブ取引のうち、有価証券先渡取引であるときは、以下の事項

- a. 新規又は決済の別

<sup>18</sup> 有価証券関連デリバティブ取引等・清算取引を除く。

<sup>19</sup> 有価証券関連デリバティブ取引を除く。

- b. 有価証券及びその対価の授受を約した将来の一定の時期
- c. 差金の授受によって決済する場合は、当該差金の額の計算方法
- 店頭デリバティブ取引のうち、有価証券指数先渡取引であるときは、以下の事項
- a. 授受することとなる金銭の額の計算年月日
- b. 授受することとなる金銭の額の計算方法
- c. 金銭を授受することとなる年月日
- d. a～cのほか、取引の内容を的確に示すために必要な事項で、これらに準ずるもの
- 店頭デリバティブ取引のうち、有価証券オプション取引等であるときは、オプションの行使により成立する取引に応じて、それぞれ定めるもの
- a. 有価証券の売買 と同じ事項
- b. 店頭デリバティブ取引のうちの有価証券先渡取引 と同じ事項
- c. 店頭デリバティブ取引のうちの有価証券指数先渡取引 と同じ事項
- d. 店頭デリバティブ取引のうちのスワップ取引 と同じ事項
- e. a～d以外の取引 当該取引の内容を的確に示すために必要な事項
- 店頭デリバティブ取引のうちのスワップ取引であるときは、以下の事項
- a. 元本として定めた金額
- b. 顧客が支払う金銭の額の計算に関する有価証券指標・有価証券の銘柄
- c. 顧客が支払う金銭の額の計算方法
- d. 顧客が受領する金銭の額の計算に関する金利、有価証券指標、通貨の種類又は有価証券の銘柄
- e. 顧客が受領する金銭の額の計算方法
- f. 有価証券指標の約定した期間
- g. a～fのほか、取引の内容を的確に示すために必要な事項で、これらに準ずるもの

## (B) デリバティブ取引等<sup>20</sup>

デリバティブ取引等では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業等府令 102 条）。

証拠金その他の保証金の種類及び金額<sup>21</sup>

証拠金その他の保証金を預託すべき相手方

取引所金融商品市場等を開設する者の商号又は名称（店頭デリバティブ取引の場合を除く）

<sup>20</sup> 有価証券関連デリバティブ取引等・有価証券等清算取次ぎに係るものを除く。

<sup>21</sup> デリバティブ取引に係る委託証拠金その他の保証金に係る契約を個別のデリバティブ取引ごとに締結していない場合は、その旨および当該保証金の額の計算方法（金商業等府令 102 条 1 項 1 号）。

デリバティブ取引の期限、ならびに成立したデリバティブ取引が既に成立していたデリバティブ取引を期限前に決済するために行われたときは、以下の事項

- a. その旨
- b. 既に成立していたデリバティブ取引の単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数値  
分別管理上の預託先の商号又は名称  
クレジット・デリバティブ取引、天候デリバティブ取引等の場合、以下の事項
  - a. 当事者があらかじめ定めた事由
  - b. 当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に、顧客が受け取り、又は支払う金銭の額の計算方法
  - c. 当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に、当事者間で移転することを約した金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権
  - d. 取引期間

#### (C) 抵当証券等の売買その他の取引

抵当証券等の売買その他の取引では、以下の事項を追加的に記載することとされている(金商業等府令 103 条)。

抵当証券等に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する定めがあるときは、その内容  
証券の番号、登記所の表示、証券作成の年月日等<sup>22</sup>

元本及び利息に関する事項

元本及び利息の支払日

利息の計算に関する定めがあるときは、その内容

当該抵当証券等に係る貸付契約の契約書の記載事項

不動産鑑定評価書の記載事項

担保物権に係る事業計画その他の計画において定める貸付資金の返済計画

債務者が法人の場合は、当該法人に関する次の事項

a. 設立の年月又は事業を開始した年月

b. 主たる事業の種類

c. 当該契約締結時交付書面を交付した日の3月前<sup>23</sup>の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

顧客が債務者から債権を取り立てる方法

<sup>22</sup> 抵当証券法 12 条 1 項各号に規定する事項。

<sup>23</sup> 当該金融商品取引業者等が外国法人である場合は、6 月前。



## (D) 商品ファンド関連取引

商品ファンド関連取引では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業等府令 104 条）。

顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

の損失の額が、顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金等の額を上回るおそれがあるときは、その旨

商品ファンドの譲渡に制限がある場合は、その旨及び制限の内容

商品ファンドの運用業者及び関係業者のうち主要な者であって、以下のものの商号、名称又は氏名および住所ならびに代表者がいる場合は、代表者の氏名

a. 商品ファンドの運用に関与する商品投資顧問業者等

b. 商品ファンドから出資又は拠出を受ける者

c. 運用業者及び b が商品ファンドの運用を委託する者

当該金融商品取引契約の種類ならびに顧客の権利及び責任の範囲に関する、以下の事項

a. 当該金融商品取引契約の種類

b. 顧客から出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産に関する顧客の監視権の有無および顧客が当該監視権を有する場合は、その内容

c. 顧客から出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産の所有関係

d. 顧客の第三者に対する責任の範囲

e. 出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産が損失により減少した場合の顧客の損失分担に関する事項

f. 顧客から出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産に関する収益及び償還金の受領権

当該商品ファンド関連受益権に係る契約期間に関する事項

当該金融商品取引契約を解約できる場合は、以下の事項

a. 解約の申込期間

b. 解約償還金の支払予定日

c. 解約に係る手数料

d. 解約が多発したときは、当初予定していた運用を行うことができなくなるおそれがある旨及び運用自体を行うことができなくなるおそれがある旨

損害賠償額の予定<sup>24</sup>に関する定めがあるときは、その内容

当該商品ファンド関連受益権に係る商品投資、一定の物品の取得、譲渡、使用等による運用・投資・事業の内容

<sup>24</sup> 違約金を含む。

商品ファンドの収益の分配の方法

満期時の償還金の支払方法及び繰上償還がある場合は、当該償還金の支払方法  
 配当及び償還金に対する課税方法及び税率

#### (E) 競争用馬投資関連業務

競争用馬投資関連業務では、(D) 商品ファンド関連取引の追加的記載事項に加えて、さらに以下の事項を追加的に記載することとされている(金商業等府令 105 条)。

競争用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項

#### (F) 投資顧問契約等

投資顧問契約又は投資顧問契約の締結の代理・媒介では、以下の事項を追加的に記載することとされている(金商業等府令 106 条)。

助言の内容及び方法

報酬の額及び支払の時期

契約の解除に関する事項(書面による契約解除の規定に関する事項を含む)

損害賠償額の予定<sup>25</sup>に関する定めがあるときは、その内容

契約期間

分析者等の氏名

顧客に対して投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名

投資顧問契約により生じた債権に関し、金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨

金融商品取引業者等は、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方としてまたは当該顧客のために一定の金融商品取引業を行ってはならない旨<sup>26</sup>

金融商品取引業者等は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない旨<sup>27</sup>

金融商品取引業者等は、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理

<sup>25</sup> 違約金を含む。

<sup>26</sup> 金融商品取引業者等が、第一種金融商品取引業を行う者、第二種金融商品取引業を行う者、登録金融機関、金融商品仲介業者の場合は適用しない。

<sup>27</sup> 金融商品取引業者等が、有価証券等管理業務を行う者、一定の登録金融機関の場合は適用しない。

をしてはならない旨<sup>28</sup>

#### (G) 投資一任契約等

投資一任契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業等府令 107 条）。

投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項<sup>29</sup>

報酬の額及び支払の時期

契約の解除に関する事項

損害賠償額の予定<sup>30</sup>に関する定めがあるときは、その内容

契約期間

投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額

投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名

投資一任契約に基づき顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類

当該金融商品取引契約が、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介によって成立した場合は、投資一任契約により生じた債権に関し金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨

## 5. 施行日

金商法は 2007 年 9 月 30 日から施行される(証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令)。

<sup>28</sup> 金融商品取引業者等が、第一種金融商品取引業を行う者、金融商品仲介業者、信託業務を営む登録金融機関の場合は適用しない。

<sup>29</sup> 投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合において、当該委託を受けた者の名称及び当該委託の範囲を含む。

<sup>30</sup> 違約金を含む。